

#### <5> 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では2007年8月に「神奈川大学研究倫理綱領」《資料VII-19》を定め、研究者の倫理規範として①研究者の基本姿勢、②研究者の自律性、③研究者の社会的責任、④研究者への配慮、⑤研究資金の適正な使用、⑥知的不正行為の防止、⑦研究・教育における差別の排除の7項目を掲げている。関係する規程として、「神奈川大学における競争的資金等の不正使用にかかる調査に関する規程」《資料VII-20》、「神奈川大学における競争的資金等の運営・管理に関する取扱要領」《資料VII-21》、「神奈川大学研究倫理審査委員会規程」《資料VII-22》、「神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」《資料VII-23》、「神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」《資料VII-24》をそれぞれ制定し、全教員に配付する「研究費使用マニュアル」《資料VII-25》やホームページにも掲載し、常に研究倫理の遵守の意識醸成を図っている。なお、研究資金の使用については、内部監査室によるモニタリングが適宜行われ、運用上の問題点の改善が図られる仕組みとなっている。2013年に文部科学省からの委託事業「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」において、プール金にあたる不正経理が行われていたことが判明し、文部科学省への返金が発生した。このため、神奈川大学における競争的資金等に係る不正防止計画《資料VII-26》の不備・不足の部分等を点検し、発注・検収の方法の見直しや、検収体制の強化を行った。また、教員、事務職員、取引業者の三者の不正経理に関する意識の向上が急務であることも明らかになったため、全専任教員、全専任事務職員、定期的な取引のある業者を対象に、意識向上を目的のひとつとして、不正経理に関する理解度及び関与についてのアンケート調査を行った。